

複数の者に対する行政指導個別票

| | |
|----------------------|---|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 環境局事業部事業管理課（06-6630-3244） |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 行政指導の名称 | 一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置指導 |
| 関連する 他局の名称 | 都市計画局開発調整部開発誘導課 |
| 概要 | 次のいずれかに該当する建物を建設しようとする者に対し、一定要件を満たす一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設を設置させるべく指導を行うもの。 1 3以上の階数を有し かつ 20以上の住宅の戸数を有する建物 2 延べ床面積が2000平方メートル以上の建物 3 一つの建物であって、その建物内の店舗面積の合計が1000平方メートルを超える小売店舗 |
| 根拠となる要綱等 | 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年3月1日条例第4号）第10条、第11条、第12条、第21条、第22条 (http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009846.html) 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年4月1日規則第49号）第6条、第11条 (http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011436.html) 一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する要綱 (http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000178/178780/youkou_zenbun.pdf) |
| 行政指導指針 | 一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設（持ち出しステーション）の設置基準 1 建物等の規模等を考慮し、適切な面積を確保していること。 2 ごみの飛散、流出等が防止できる構造で、居住者等の利用及び収集作業に支障のない構造であること。 3 敷地内に別棟で設置し、収集作業に支障のない場所に設置すること。 4 給排水設備等必要な設備を設けること。 5 建屋内に設置する場合には、収集車両が寄り付ける通路等を確保すること。 6 5の場合には、臭気対策として換気設備を設けること。 7 その他指示する基準に従うこと。 |
| ホームページ | http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000178780.html |
| 備考 | |